

厚生科学審議会生活衛生適正化分科会の進め方について

厚生労働省 健康・生活衛生局
生活衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

厚生科学審議会生活衛生適正化分科会の今年度の進め方について

■ 令和7年度スケジュール（案）

【10月】分科会開催（R7年度第1回）

- ・ 5年毎改正の対象となる3業種（食肉・食鳥肉・氷雪）について、各業種の連合会から聴取する現況等を踏まえて改正内容を協議
- ・ その他随時改正の必要性等について、各業種から聴取する現況や社会経済情勢等を踏まえて協議

【12月】分科会開催（R7年度第2回）

- ・ 改正案を提案し、協議

【1月中】振興指針の改正について大臣決定

【3月中】振興指針の改正を行った業種の各組合で振興計画の改正手続き→ 都道府県の承認

■ 5年毎改正の方針（食肉、食鳥肉、氷雪の3業種）

- ・ 3業種の振興計画がR8年3月末までとなっているため、この基となる振興指針の改正を実施
- ・ 具体的な内容は、各業種の連合会から聴取する現況等を踏まえ、改正内容を決定

（参考）近年の改正経緯・見込み

R5 理容、美容、クリーニング

R6 興行、旅館、浴場

R7 食肉、食鳥肉、氷雪

R8～9 飲食店営業(※)及び喫茶営業、飲食店営業(すし店)、飲食店営業(めん類)

※ 一般飲食業、中華料理業、料理業、社交業

■ 随時改正の方針（上記3業種以外の13業種）

5年毎改正の対象となる3業種以外の業種について、法改正等により**大多数の業種**の取組に変更が生じた事項等、**5年に1度のタイミングを待たずして振興指針を改正し、かつ、各組合の振興計画にも反映すべき喫緊かつ重大な事項(※)について改正を行う。**

また、随時改正を行った場合においても、振興計画（5カ年計画）の期間は継続するものとする。

※ 例：新型コロナウイルス感染症への対応、障害者差別解消法の改正に伴う合理的配慮の提供の義務化 等

(参考) 令和6年度の改正内容①

- 令和6年度に食肉販売業、食鳥肉販売業、冰雪販売業を含んだ全業種において、一部の業種のみ反映されている事項でそれ以外の業種に反映させるべき事項の改正を行った。
- 令和6年度に食肉販売業、食鳥肉販売業、冰雪販売業において改正を行った事項は4項目。

①新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更したことによる、感染症対策の記載の変更

- ・新型コロナウイルス感染症の位置づけは、「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」とされていたが、令和5年5月8日から「5類感染症」に移行した。
- ・これにより、政府として一律に日常における基本的感染対策を求めることはなく、感染対策の実施については個人・事業者の判断が基本となった。

【改正後の記載ぶり】第三二1(参考資料1:肉P5、鳥P26、氷P47)

新型コロナウイルス感染症については感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)上の位置付けが令和5年5月8日に5類感染症に変更され、政府から営業者に対し、感染対策を一律に求めることはなくなった。以降は、他の感染症への対応と同様、営業者による自主的な感染対策を行う。

②令和5年の旅館業法等改正に伴う事業譲渡に係る手続きの整備

- ・生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため、合併・分割・相続の場合と同様に、事業を譲り受けた者は、新たな許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継することとなった。

【改正後の記載ぶり】第四二1(10)(参考資料1:肉P14、鳥P36、氷P56)

令和5年に改正された食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「改正食品衛生法」という。)により措置された事業譲渡に係る手続きの整備についての情報提供を行い、後継者育成支援の促進を図るために必要な支援体制の整備に努めることが期待される。

(参考) 令和6年度の改正内容②

③物価高騰による営業者への影響

- ・石油・石炭製品、電力・都市ガス・水道等をはじめ、2020年を基準とした国内企業物価指数は上昇傾向で推移している。
- ・業界における主な経営上の問題点として、「仕入価格・人件費等の上昇を価格に転嫁困難」と回答した事業者は全業種計で56.6%であり、全項目の中で最も高い値となっている。

【改正後の記載ぶり】第四二1(7)（参考資料1:肉P13、鳥P35、氷P55）

生活衛生関係営業は、大半が小規模・零細事業者である。少子・高齢化、環境・エネルギー問題、物価高騰等の課題が生じる中で、個々の事業者が単独で施設整備や技術力向上等を進めるには限界があり、組合が中心となり、業界として、共同事業や協業化の取組を進めていくことが必要である。このため、組合においては、地域との連携を図りつつ、諸課題に対応するための共同事業や協業化の取組を行うことが期待される。その際、税制及び融資の支援措置を積極的に活用することが期待される。

④令和3年の障害者差別解消法の改正に伴う事業者による障害のある人への合理的配慮の提供の義務化

- ・令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化された。
- ・合理的配慮とは、障害のある人から社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うことであり、建設的対話を通して障害のある人と事業者が共に対応策を検討することが求められている。

【改正後の記載ぶり】第三一（参考資料1:肉P4、鳥P25、氷P49）

令和3年に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）が改正され、民間事業者による、障害者に対する合理的な配慮の提供が義務化された（施行は令和6年4月1日）。民間事業者は、環境の整備としてソフト、ハード両面におけるバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化の取組に一層努めるとともに、障害者の個別の状況に応じて合理的配慮の提供を行う必要がある。